

24

## 縣下の概観

本縣は北部の飛騨と南部の美濃と、いわゆる異つた間取の系統が見られる。

木曾川の流域に屬する南部の地方は規則正しい整型の間取をしておつて、第一圖の如くニワの上手に $2 \times 2$ の四室の間取を取つたものが大多數を示しておる。此地方はニワの間口と室の部分の間口とが略等しく、ニワの上り口の間を居間又は臺所と云ひ、其の後を勝手と云ふ。居間の上手に座敷があり、其後方に部屋を取り、座敷には多く妻の方に床及佛壇を設けたものが多い。第一圖の様に四室共六疊の間取を四六と云ひ、四室共八疊のものを四八と云ふ。又八疊と六疊の室のものを八六と云つておる。八八と稱するものは四八の座敷と同じ廣さのニワを持つたものを云つてゐる。ニワの入口の下手に廁を作り、古い家には其上手に風呂と小便所を設けたものもある。ニワの奥にはクドと流しがあり裏口は通り抜けられるようになつてゐる。間取が大きくなるに従つて $2 \times 3$ の六室（第三圖）となり、更に奥行が三室の $3 \times 2$ の六室（第五圖）の間取となる。其他第二圖の如く上手の後に一室を設けたものや、第四圖の如く座敷の裏に佛間を設けたものなどが見られる。

家の方角は大部分南向で、僅かに東南向がある。土間は大多數本屋の東側に在り、西側のものが僅かにある。土間の間口は二間半から三間乃至六間位もあるが、最も多いのは三間半乃至四間半位迄のものである。多くは前後に仕切を設け其の後に炊事場を取り、又下手に廁、部屋、物置、風呂、小便所等を作つてあるが、廁として使用しないものは、其所を部屋、下臺所、又は板間、貯桑室等に用ひてゐる。細居、又は細部屋と云ふものがあるが、是は農家の穀類を貯藏する物置又は麥、稻の収入及物置等に使用するところである。

次ぎに北部の飛騨地方の間取を見るに、其の系統は富山縣地方と同じ系統に屬するものであるといふ事が出来る。是は富山縣の東礪波郡城端町の方から、庄川に沿ふて飛騨の白川に入つて來ると、途中に其變遷を明かに見ることが

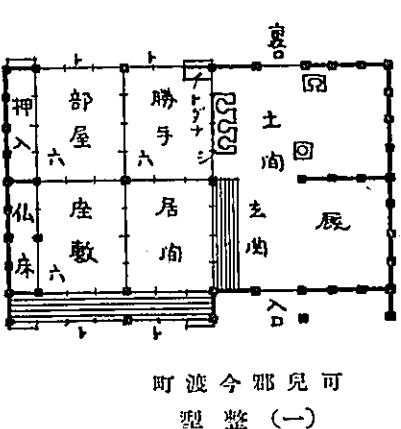
出来る。

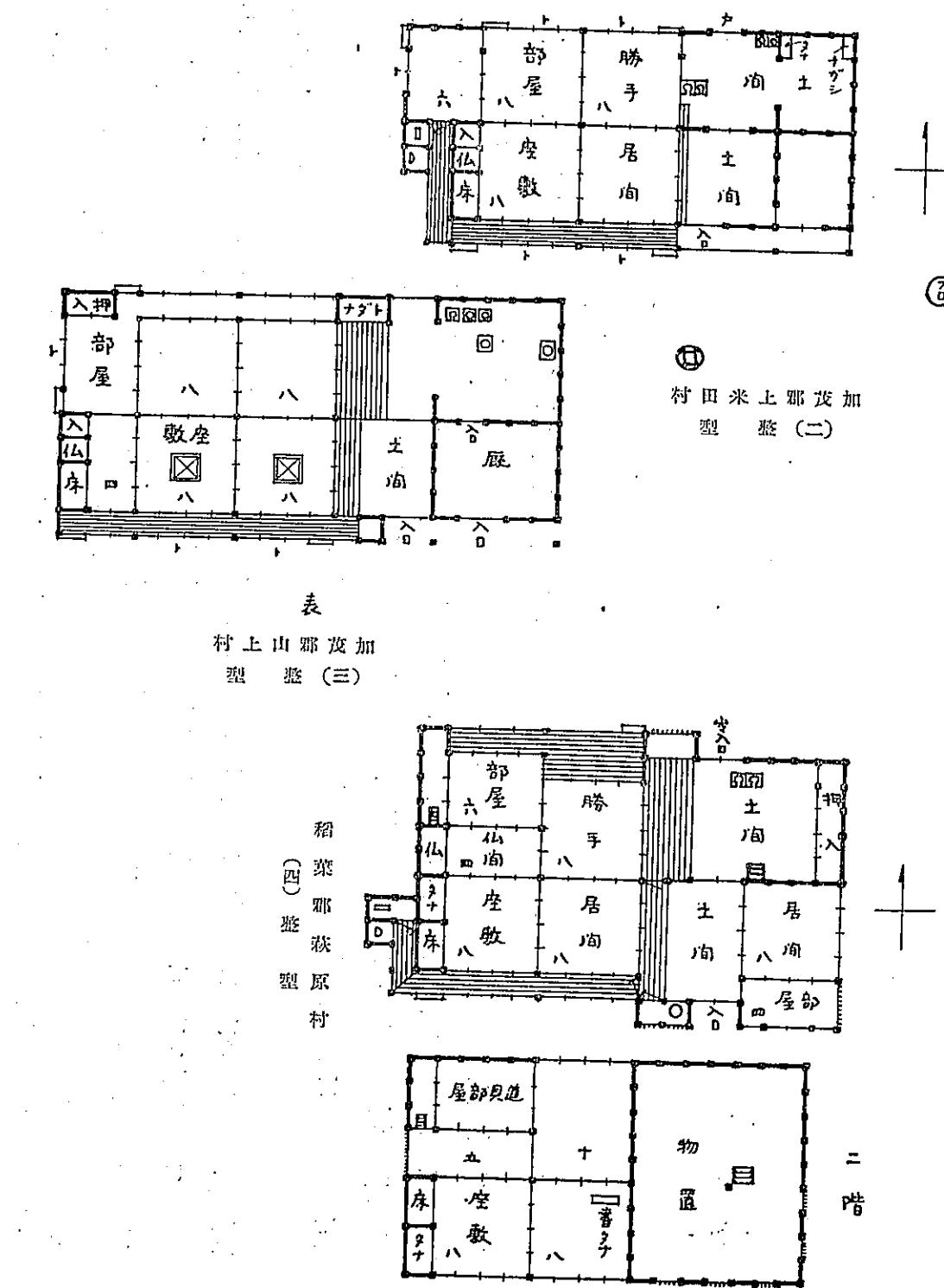
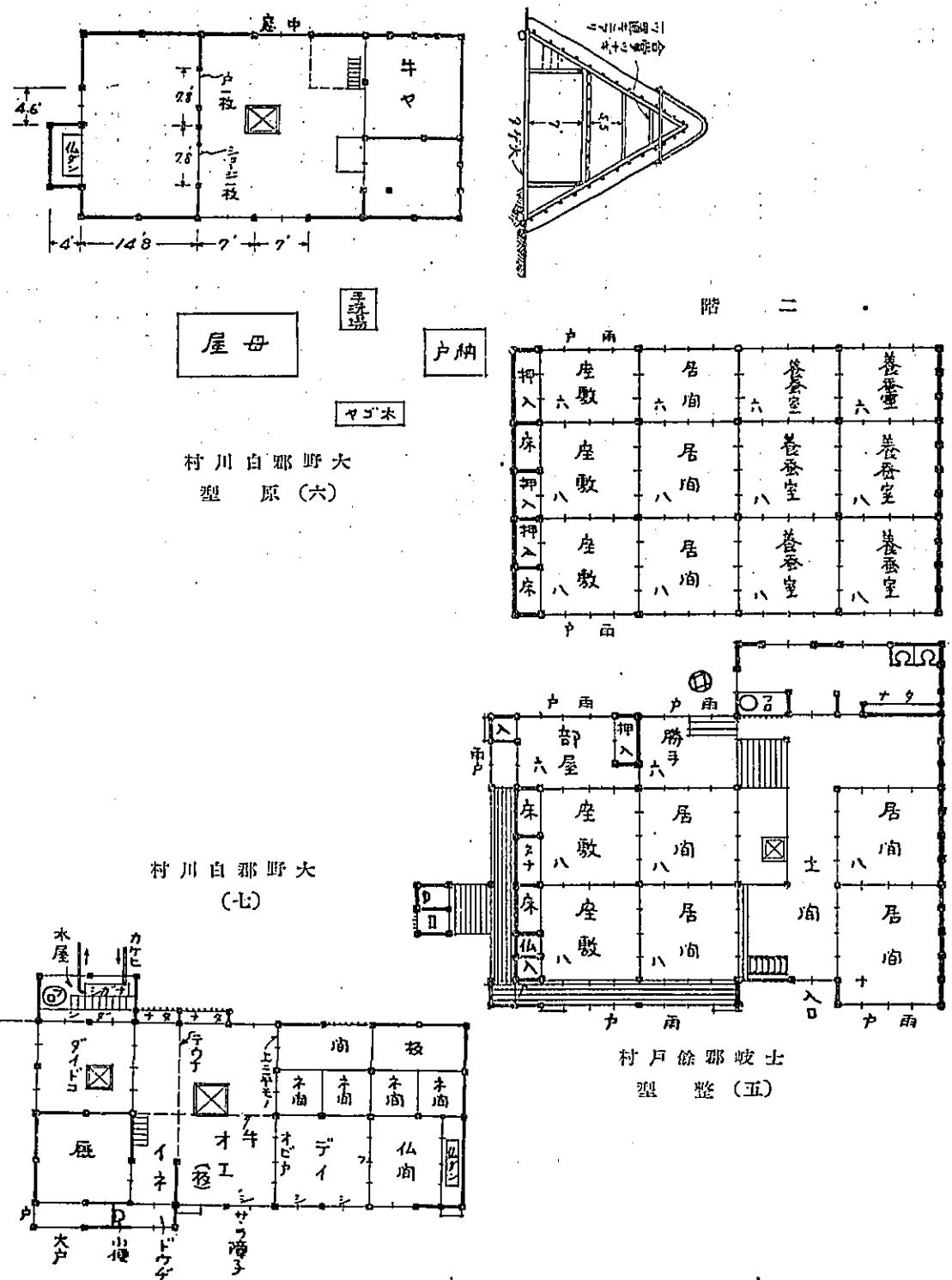
富山縣東礪波郡の所謂五箇山地方には切妻の屋根の家屋が見られる。是等は白川の附近の家屋と同様の外觀をもつてゐることは、圖版第十四乃至第十六の赤尾の農家で説明した通りである。第六圖は白川村保木脇、岩下丈次氏の家で柱のない屋根だけの家屋で、極めて原始的間取と構造と外觀を持つてゐるが、是は必ずしも此地方に古代から傳へられたものではないと思はれる事實がある。我國の古代の建築史を見ると、此の様な家を天地根元宮造と云つて、是れから千木の附いた神社建築に發達したよう説かれてゐるが、此家には棟を支へる棟柱がなく又大黒柱に相當するものもない。のみならず此家は古來から此の地にあつたものでなく、他所から移住して來たと云ふ事である。此家の構造は切妻の屋根の構造と同様で、合掌は土中に堀り立にならず、<sup>オホダ</sup>大桁の上に乗せられてゐるのみで、他所から移住の際屋根の部分だけ持つて來て建てたものである。従つて此の家はむしろ例外として見るべきものであらうと思ふ。然し此の家に就て見ると可なり特異な形式を持つてゐる。次に第七圖の間取はオエの上手に奥行三室間口二室の部分が稍や規則正しく取られてゐる。此のオエの間は富山縣地方のオエと稱する間に當るもので、其上手の間の配列も稍や同縣の系統に屬するものであることがわかる。其他白川の有名な遠山家の間取にしても、大體此の様な系統に屬してゐるものである。

さて此地方の構造に就て考へるに、富山縣にて説明したオイエの間の六本の柱の構造が、明瞭に現はれておらぬこと及屋根の形が切妻になつて、二階乃至五階迄も造つて是を利用してゐるが、是は必ずしも原始的な構造を傳へたものではなくて、此地方の特殊なる大家族制度の發達に伴ひ、多くの室を要求したこと並に養蠶其他の經濟生活の關係から、起つたものである事は富山縣赤尾の家で説明した通りである。そして越中地方ではオイエの間の六本柱の部分が草屋根の梁間となり、後の部分は他の構造を葺き足した形となつて、その間の發達變遷の關係が明瞭に、構造なり外觀に現れてゐるのである。然し飛驒地方に入つて來ると、屋根の構造と間取の關係が獨立して、屋根の如何に拘らず

間取を切妻にして、大棟の下に收めてしまふやうになつた爲めに、間取の構造的意味が失はれ自然間取の方も自由になつて、オイエの柱など自由に變化して六本柱がなくなり、或ものは遠山家の間取の様に、デイとオエとの附近が整型の間取に近くなつて來たのであらう。此の様な間取の變化は南方の影響も可なりあると思ふ。調臺と云ふ寢間を上手隅に設けたりした所は、上代文化の影響が残つておると見られる。平家の落人が逃れて來たと云ふ傳説に一部の信をおけば、京洛の方面からの落人が上方の文化を傳へた爲めに、漸次に斯様な變化を來たしたものであるかも知れないと思ふ。

地理的に見ると、飛驒は高山の方の谷も白川の方の谷も、何れも神通川及庄川の流域として越中に注ぐもので、交通文化の方からも自然越中の方に親密な關係にある事が明かである。此地方ばかりでなく一つの流域と交通の關係にある土地は、多くの場合一つの文化系統に屬するものである。斯く考えて來ると飛驒の農家は、大體に於て越中地方の生活系統に屬し、是に特殊な家族制度及經濟生活等の社會的關係によつて、特異なる住家形式が發達したと解する事が正しいと思ふ。尙ほ實例によつて是等の意味を明かにしたい。

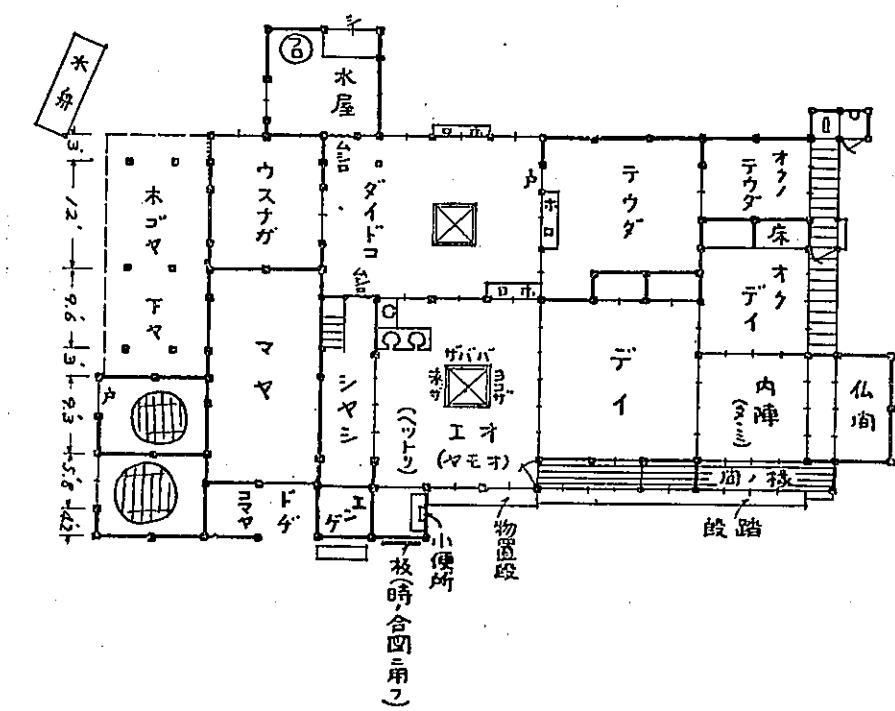




圖版說明

圖版第十七、第十八 岐阜縣大野郡白川村字御母衣の遠山靖輔氏の家で、母屋の右の端は郵便局を建増したもの、左端の別棟は附屬屋の收農小舍、裏の一棟は納屋である。

宅地は前の街道に沿ふて一段高くなつており、裏山から小川が宅地の下シモを流れて是を用水に使つて居る。此の家も大體は前の岩瀬氏の家によく似て居る。間數が是れより少なく、下手がオエ、臺所、デイ、奥テウダと三室奥行間取となり、上手に内陣、奥デイ、奥テウダと三室奥行に並んで居る。座敷が所謂「廻り座敷」になつて居るのは抵斯様になつて居る。佛壇は内陣の間又は前圖の様に佛間の正面に設け、座敷の正面には床間を設けるのである。テウダは調臺の意で、前の岩瀬氏の部屋と同じ場所にあり、寢間に使用されるものである。何れも床裏などにあつて、壁で前の座敷と仕切られて居る。此の様にデイの周囲が壁で圍れた様になつて居るのは富山縣東礪波郡などの例で示したのと同じ意味であることがわかる。此の家には此の外入口のドチ(路地)から上つた所をエンゲと



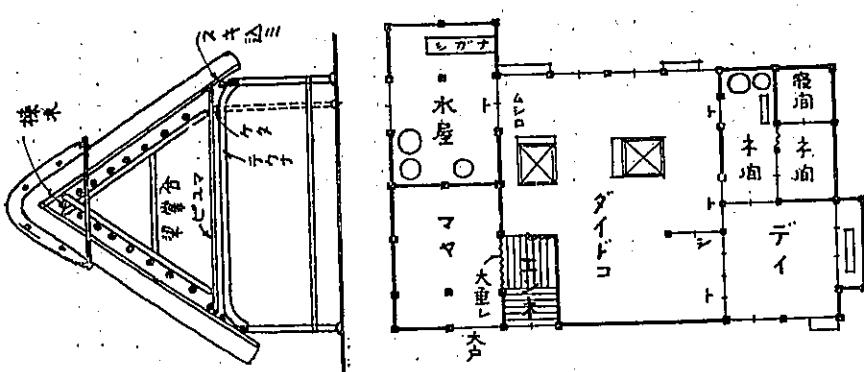
云ひその横に小便所がある。便所の前の壁には時の合間に用ひる板が下りてゐる。奥の廊下に當る板間の所をシャシ、マヤ(廐)の後の物置場や仕事場をウスナガとなどの時を知らせる爲めに使用する。奥の廊下に當る板間の所をシャシ、マヤ(廐)の後の物置場や仕事場をウスナガと云つてゐる。圖版第十八の下圖は水屋の内部で外壁の窓の隙子の下に大木を列つて作つた水舟があり、裏山から観て水を導いて石の溝口から絶えず注いで居るのが氣持よい。同上圖は裏の木ゴヤの附近で、庇を突出し、農具等を置く場所に使用してある。此の家の屋根の勾配は約六十度に近く、屋根裏をツチ(ツシの訛り)と云ひ、合掌梁を渡して四階になつて居る。是等を二階、中二階、ソラ二階等と云ひ、何れも蠶室、物置、仕事場等に使用されて居る事は、岩瀬氏の家も同様此の地方總てそうである。此の家はダイドヨの方の二重梁に曲木を用ひて、下屋を三尺葺き下してある。此様に片方に曲木を使つて下屋を作るものをカタギ屋と云ふ。

圖版第十九 上圖は概観に於て述べた大野郡白川村保木脇の岩下丈次氏の外觀である。此の家の外觀と石川縣白  
村の根昔の家と比較して見ると極めて興味があると思ふ。そして此の家の外觀は原始的ではあるが前述の説明の様に構造的に見て必ずしも原始的ではなく、やはり此の地に特殊の發達を遂げた屋根の構造の影響と見るべきであらうと思ふ。下圖は概観に於て述べた同村宇萩町の和田澤之助氏の住家の外觀である。オエの間は梁間四間、間口三間の廣間で其の下手の隅にイネと云ふ一坪の仕切がある。是は遠山家にエンゲと云ふ上り口の場所と同じものでエンゲの訛である。オエの間には中央に牛が柱間にかかり、其の上にテウナが前後の側柱にかかりて居る。この様な造りをテウナ造りと云ふ。これに對してテウナを用ひぬものをスヤ造りと云てる。屋根裏のツシには瓶の上と、寢間の上と二階が造つてある。寢間の事をテウダと云ふ事は前例と同じである。此の家は寢間が圖の如く四室並んで裏の板間がら入る様になつて居る。

圖版第二十 同村高橋久米治郎氏の家で、廣い臺所の間を中心として上手の

前にデイ、後に小さな寝間が三室取つてある。デイの正面には佛壇が置いてある。又臺所の前隅にエンネがあり、其の入口に蓮を吊してあるが是を大垂れと云つてゐる。此の家の構造は断面圖に見る様にテウナ造りとなつて居て、前後の柱の地廻りからテウナを張り渡して、屋根の合掌を支えるマユビと稱する梁はテウナの上に外側の柱より前方で四尺、後方で三尺程度内に渡した桁の上に置かれて居る。従つて合掌の張間よりも、テウナの張間の方が前後で七尺程も長くなつ居るのである。此のテウナと桁及びマユビとの關係は、僅かであるが右圖の室内の上方に現れて居る。此の様にしてオエに相當する廣い室の中央に柱を建てずに使用する事が出来るのである。

左圖の外観にはクツワフチと云ふ藤蔓の自然木の岐<sup>マダラ</sup>を水ハリ（又はカラスとも云ふ）の端に掛けて棟を押さえてある。



圖版第二十一 岐阜縣高山町大名田村武田榮吉氏の家である。此の家は柿葺の石置屋根になつてゐて、壁は貫の内側に縦羽目が張つてある。間取はオイエを中心にして、デイ、ネマ、臺所等が回つて越中の間取と同じ系統を示してゐる。

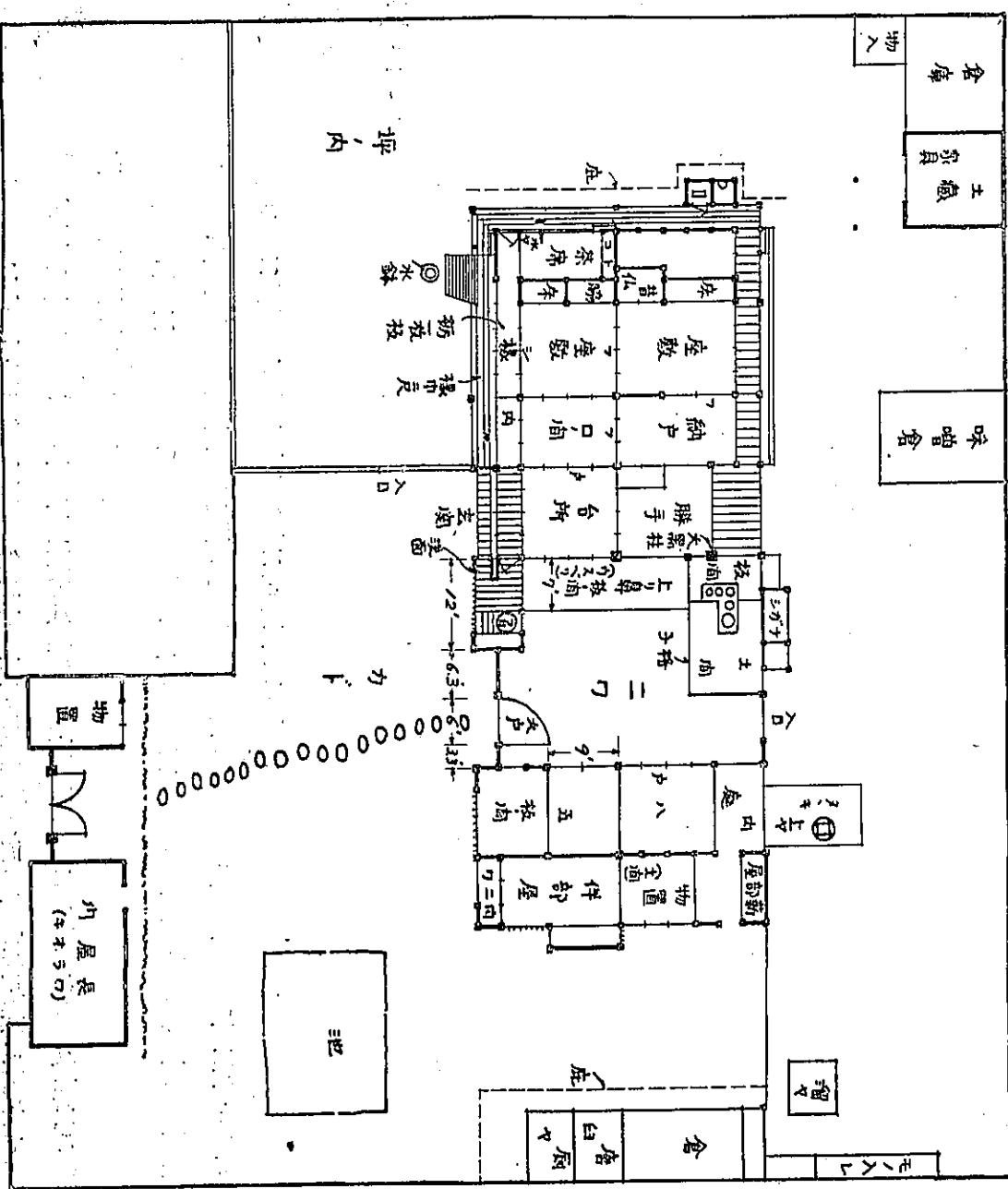
此の家は非常に古い家で何代になるか住んでゐる人も知らない程の古さである。オイエは板張り床が無く、土間に糊ヌカを敷き上に席が敷いてある。此の様な家は此の近在にも稀であると云ふ事である。裏の臺所も藁の上に席を敷いて、仕事部屋に使用して居る。家計が苦しいのでデイの間の部分を賣拂つて、その代り外壁に板が張つてある。昔は

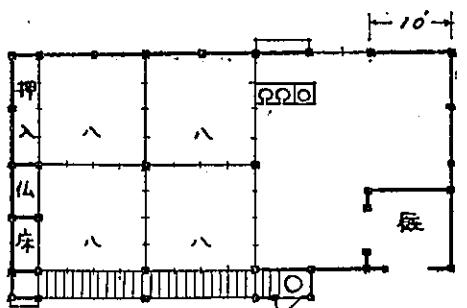
此處の仕切に立派な鏡戸が立つて居つたと云ふことである。此断面圖及び圖版の下圖に見える様に中央に丸太の梁が渡してあるが、此梁は断面圖の如くオイエの張間の部分丈だけしかなくその後の部分は別の構造になつて居る。是は前方のオイエの部分が本屋で、是に後方の部分を附け足した形式になつて居るが、或は昔はオイエの部分が茅葺で後の部分が柿葺の寄葺になつて居つたかも知れない。何にしてもオイエの部分が構造的にも獨

立した性質を持つて居る事は、富山縣地方の構造と相通する所を持つてゐると見られるであらう。オイエの中の右の柱間の間隔が、十一尺になつて居るのは昔税金を逃れる爲めに、二間の間を一尺縮めて「間抜け」にしたのだそうである。此の家の隣家にも維新後税金を免れる爲めに、奥行六尺の柱間を五尺七寸に詰めたものがある。この邊の板屋根は榑で葺いてある。榑は栗の木を用ひ長さ三尺、幅四 五寸、厚さ二 三分位の板で一坪當り三束用ひると云ふことである。

圖版第二十二及第二十三上圖 岐阜縣山縣郡春近村大野傳衛門氏の家で、この家は平面圖に示す通り $6 \times 6$ の六室の型の間取を有してあるが、上手の座敷の裏に茶席と納戸を建増しておるので、 $6 \times 4$ の八室の間取りとなつておる。勝手の下手に間口約五間の廣い庭があつて臺所の前には玄關があり、又庭の方には廣い上り端がとつてある。庭の奥の勝手の間の續きに格子で仕切つた土間があつて、流しと竈が設けてある。庭の入口は正面の大戸から裏口まで、直に裏に抜けられるやうになつておる。大戸の入口の下手の板間は昔は廄があつたところである。その他庭の下手には下男部屋、物置等が取つてある。圖版第二十二の上圖は、その外觀で屋根は茅葺の入母屋造りで、その周りに瓦葺きの庇がとつてある。この附近の農家は何れもこのやうな葺き方をしてゐる。この家の棟は瓦葺の箱棟になつてゐるが、普通の家は杉皮で覆ふた上を竹でおさへたものが多い。又或るものはその上に藁で造つた鞍をのせるものがある。この家は南向きになつておつて、宅地の周囲を屏で圍ひ、正面に圖版第二十三上圖の如き長屋門が建つてゐる。門の中の廣い場所をカドと云ひ、座敷の前の庭を坪の内と云ひ、その周囲を土屏で圍ひ中門が玄關の側に造つてある。母屋の下手には倉、唐臼部屋、廁等が一棟になつて建てられてゐる。母屋の西北には土蔵が建つてゐる。圖版第二十二下圖は口の間の方より奥の座敷を見たところで、手前に板の内椽が見えてゐるがその外に尙巾二尺の濡椽がとつてある。この家はこの附近の地主の家であるが、この附近の小さな家は間數及び宅地の廣さ等は小さくな

つてゐるが、  
全體の配列  
は大體この  
やうな形式  
になつてゐ  
る。





圖版第二十三下圖及第二十四 第二十三下圖は前圖版と同じ村の野川春市氏の家で、間取（上掲の平面圖）は四八と云ふ形で八疊の間四室の間取りになつてゐる。外觀はこの附近の一般の構造を示してゐる。

圖版第二十四は、前圖の野川氏と略ぼ同様な間取を持った、藤川德市氏勝手元の有様である。クドの位置は勝手の間の續きの土間に築いてあつて、後の柱の外に下屋がとつてあり、そこに味噌、醤油の樽や戸棚などが置いてある。

聚樂社叢書之内  
日本農民建築  
第九輯  
不許複製  
昭和九年七月三十一日印刷  
昭和九年八月七日發行  
著作者 石原憲治  
發行者 秋葉啓  
印刷者 クラビヤ  
東京市本郷區根津須賀町七  
發行所 聚樂社  
振替東京七七九七六  
電話下谷八三二五  
定價金圓五拾錢

